

平成 17 年度 第 12 回 規制改革・民間開放推進会議  
会議終了後記者会見録

日時：平成 18 年 2 月 15 日（水）15:12～15:42

場所：永田町合同庁舎第 1 会議室

司会 それでは、大変お待たせいたしました。第 12 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を始めさせていただきます。

初めに、宮内議長お願いいたします。

宮内議長 それでは、ただいま本年最初、平成 17 年度といたしまして 12 回目の会議が終了いたしましたので、その内容につきまして御報告いたします。

まず、当初の場面につきましては中馬大臣、山口副大臣においでいただきまして、中馬大臣からごあいさつをいただいたということ、私が大臣のお供をしまして経済財政諮問会議に出た議論等につきましては公開でございましたので、内容につきましては省かせていただきたいと思っております。

本日の主な議論でございますが、お手元に配らせていただきました「平成 18 年の規制改革・民間開放推進会議の進め方（案）」に基づきまして議論をさせていただきました。

要は、当会議の最終年度に入るということでございます。したがって、例年に比べまして、私どもとしましては、仕上げということではございませんけれども、最終年度ということで残りました課題をできるだけ精力的にやっていきたいという意欲とともに、それに沿ったスケジュールをつくったらどうかということでございます。

また、この会議の設置期限が終わりました後の後継組織が想定されるということもございますので、そういうことも頭の中に入れながら作業を進めるという年ではないかと思っております。

そういう中で、例年でございますと夏ごろを目途に、昨年の場合は総選挙でそれもできなかったわけでございますけれども、中間とりまとめということで一区切りいたしまして、年末の答申に向けて最終作業を進めるというスケジュールでございましたが、本年はその作業を早めまして、6 月を目標にいたしまして、ここにございますような重点事項につきまして答申としてまとめていきたいと思っております。

ですから、本年の作業は、すべての分野につきましては例年のごとく 12 月の答申でございますけれども、例年の中間とりまとめにあたるものといたしまして、6 月に重点事項の答申を出すということを第 1 の作業にしたいということでございます。

その検討課題案といたしまして、例えばお手元の資料の 3 ページに、これは項目だけ並べましたが、6 月までということをお考えするとそんなにたくさんのテーマは取り上げられないわけでございますが、重点的なものはこういうものではなかろうかということを示いたしました。

4 ページ目は、そこにはまだ入らないけれども、やはり残された問題としてこんなもの

があるのではないかとということで例示いたしました。

本日、委員の皆様方をお願い申し上げ、また議論をいろいろしたわけでありませけれども、お願い申し上げましたのは、この3ページの個別の重点分野につきまして、一つひとつのテーマをごらんいただきますと、かなり広範なことが書かれてあるわけでございます、これから3月を目途に、一つひとつのテーマのもう少し具体的な切り出し、具体的に何をするのかというようなことを相手方の担当省庁等と議論しながら決めていくということをお願いいたしました。

更に4ページ目、またはこの4ページ目に書いていないことで、やはり重点検討項目としてやるべきだというようなことがあれば、3ページ目のところへ足していくということも考えられますので、そういうものについても検討していただくということです。その重点の絞込みを一応3月を目処ということでお願いをして、方向性といえますか、進め方につきましては皆様方の御賛同を得たということでございます。内容につきましては、これからの議論ということでございます。

それから、言うまでもございませんが、12月の最終答申につきましてはこういう重点的なものだけでなく、これまでやったことの監視というものを含めて、すべての分野を対象に行うということでございまして、本日の会議の大部分はそのやり方、内容、意味するところ等々につきまして意見調整、質疑応答ということがあったということでございます。

もう一つは、いわゆる全国規模の規制改革・民間開放要望ということで「もみじ月間」の御報告がございました。「もみじ月間」という形で規制改革要望が出てまいりましたものを、政府としてその対応方針がどういうことになりつつあるかということにつきまして担当委員から御報告がございました。

この内容につきましては、大体固まってきているようでございますが、これは本部から決定されて発表されるということでございますので、私どもに対しましては途中経過の報告があったということでございます。数日以内に発表があると聞いております。

とりあえず、私から大ざっぱな報告でございますけれども、そういう形で会議がされたということで、あとはここに委員の皆様もおられますので、質疑にお答えするという形で補足させていただきたいと思っております。

司会 それでは、御質問のある方は御自身の所属からお願いいたします。

記者 まず、この「重点事項推進WG」というのは、設置はいつ付けになるんでしょうか。

それと、この重点分野を選んだ理由ということなんですが、これまでも放送・通信に加えて農業も非常に重要視されていたと思いますが、農業の部分は、全体として年末には当然入るとは思いますが、この重点分野に入れなかった点についてお願いいたします。

宮内議長 まず「重点事項推進WG」というのは、私がワーキンググループの主査という形にさせていただきまして、すべての委員にワーキンググループのメンバーに入らせていただくということです。

田中室長 案が決定されたということですので、今日です。

宮内議長 本日付ということで、皆様方の御賛同を得ました。

それから、何が入って、何が入らないかということは実に難しい問題でございまして、1つは重要であるということに入れたいといけないという観点と、6月という中間的なところで答申を出したいと思っておりますので、そこで成果を何か上げたいという時間的制約との観点から上げてまいったわけです。農業をやらないのかということではありますが、決してそういう意味合いはありません。

農業ワーキンググループの担当委員のところでもう少し絞ってもらえればということでございますので、そういう意味では、ここの3ページと4ページの差というのは、本日の時点ではそれほど明確な差ではなく、意識していただくと話がややこしくなるかなという感じがします。

記者 その時期的な部分で、例えば放送・通信の分野について言えば、6月には一定の方向性は示せる。一方で、農業については6月の段階ではかなり難しいのではないかと。そういう考え方なのでしょうか。

宮内議長 そういう考え方まできっちりと議論して決めたわけではないのですが、御承知のとおり、放送・通信の方は、総務省の有識者会議でもほぼ同じころを目途に議論されているということで、政策的にもその辺が何か決まる方向であれば、我々がそれより後で議論してもほとんど意味がないのではないかと思います。これはそういう意味で、期日を入りに入れざるを得ないのではないかと考えるのです。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 放送・通信についての項目がありますけれども、もうちょっと具体的にお話しただけですでしょうか。

宮内議長 鈴木議長代理、何かありませんか。

鈴木議長代理 具体的にといいますのは、去年12月に出しました答申の中で、こういう問題についてこうすべきだということを書いてございますね。NHKの問題を含め、例えば放送局免許の問題、あるいは複数局支配の問題ということについて、いろいろな問題点は網羅して、去年の答申の中に書いてございますね。

ですから、あの問題が、我々は事細かな内容についてこうしなさい、ああしなさいというふうに言ったものもありますが、そうでなく、検討を促しているものもありますから、それは所管の責任省庁がその検討を本年度以降やるわけですから、それを監視して、そして我々の考え方と同じならば、それは大変結構なもの。違う場合には、所管官庁と議論をする必要がありますね。ですから、そういうことをやっていきたいということです。

では、アイテムは何だということになったら、去年12月の答申の中に書いてあるものが、そのアイテムだというふうに御理解いただきたいと思います。

記者 わかりました。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 今回取り上げた重点事項は、基本的にはこれまで議論されてきた問題でしょうか。新しく加わった問題というのではないのでしょうか。

宮内議長 ここにテーマとして書いておりますことで、全く新しいことというのがありますか。そういう意味では手あかの付いたようなテーマではないかと言われるかも知りません。

どうぞ。

草刈総括主査 手あかの付いたものばかりでもなくて、教育のところで教育委員会の問題が出ていますね。実は、去年までの間には、余りにテーマが盛りだくさんだったものだから今年のテーマに取っておこうというので、教育委員会の話はまだやっていないのです。別に、地方分権関連でそれが出てきたからやったとかそういうことではなくて、積み残しというつもりでというのが1つ。

それから、そこにパウチャーの話がありますね。これも、今年いっぱい文科省がパウチャーについてちゃんと結論を出すという約束事になっているので、今年は言ってみれば正念場というか、決着の場なので、去年はほとんどまともな議論はしていないのです。だから、そういう意味では新しいところも少しは入っているという御理解をしていただければと思います。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 宮内議長にお伺いしたいんですが、最終年度ということでスケジュールを前倒しして中間ということなのですけれども、これは小泉首相の任期が9月までということで、そういったこともなるべく首相の構造改革、次期総裁もそういう感じになるのかどうかわかりませんが、そういったことを意識されたのでしょうか。

宮内議長 それよりも、やはり政治的に見ますと、骨太方針が決定されるのが6月なのです。なのに、我々の中間とりまとめというのは、7月辺りにまとめるというのはいつも違和感があったということがあります。

ですから、何か目標ということになると、やはり骨太方針というような政府の方針の中へ我々の考え方を盛り込んでいく、あるいは別途答申という形で受け入れてもらうということを目指した方がいいのではないかとということもありましたし、政治的なことを考えますと、去年の例を見ますしても政治の動きでいろいろあったということもございませぬ。余り意識するとそちらに引きずられるということもありますので、それほど意識はしていないと思っております。

記者 少しは意識をしているんですか。

宮内議長 恐らく、皆さんそうだと思います。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 先ほどお話に出た竹中総務大臣の有識者懇談会と、規制改革会議の距離感みたいなものについて、改めて教えていただけませんか。

宮内議長 距離感ですか。

記者 はい。連携を取るのか、それとも別々の議論をしていくのか。

宮内議長 竹中総務大臣の有識者会議との距離感です。連携を取るのか、距離感があるのかと、なかなか難しいです。

鈴木議長代理 私どもは、去年の答申で総務省に対してこういうことを検討してください、あるいはこういうことをやってくださいということを行ったわけです。これは3月末ごろに閣議決定されます。ほとんど、その全文で閣議決定されます。

したがって、総務省としては、それに基づいて着々と定められた時期までに結論を出す責務を負っているわけです。ですから、その責務を果たす過程の中でどういうやり方をするのかと云ったら、総務省はああいう形でおやりになっている。それは総務省の御判断の問題だと思えます。

ですから、私どもは、総務省がやっている検討の進行について、これは何も総務省のこの問題に限った問題ではなく、すべてについてそうなのですが、どんな進捗状況ですか、どういう審議をしておられますか、どんな結論の方向に行くのかは当然聞くに決まっているわけです。そして、聞くと同時に、いや、それは私どもとしては賛成しかねるから、答申の趣旨はそうではないのだから、こういうふうにしてほしいとか、あるいはこれは大変結構ではないでしょうかという議論を繰り返していくわけです。

そういうことですから、相手省庁と極めて近い距離を持って議論をしないと、あらゆる問題が話にならないわけです。その一環の問題だと私は理解しております。

記者 竹中総務大臣の有識者懇談会の議論の方向を見ながら、規制改革会議としてもそちらの方向性に併せていくとかそういうふうなことになるのでしょうか。

鈴木議長代理 それはプロセスのやり方の問題です。だから、そういう点もあり得るかもしれないし、我々自身は、その前にこういうことをやってくださいということを行っているわけですから、それに対して総務省の方は返事をつくろうとしているわけなのだから、その返事を、どちらに併せるとかというような問題ではありません。我々は我々の出した問題提起に対しての返事の審議状況を見て、そして、それに対して意見を言うという立場なのです。勿論、我々の答申どおりであるならば、それはそれで大変結構な話ということになるわけです。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 これは、要するに放送と通信の分野の中に「公共放送の在り方の見直し」というのがありますけれども、竹中総務大臣のところでも同じようなことをやっているわけですが、必ずしもそうではなくて、規制改革会議としての考え方をきっちりまとめるということでもいいのでしょうか。

鈴木議長代理 当会議の考え方は、さっきから何度も申し上げていますが、去年の答申の中で基本的な考え方は述べているわけです。

記者 いや、公共放送の在り方について。

鈴木議長代理 それもちゃんと述べております。

だから、我々の答申が閣議決定を受けた後、実行するのは総務省だから、総務省がどういうふうにしていこうかという細部をとりまとめてくるわけです。これはどんな答申について、どの省でも、みんな同じなのです。それで、細部をとりまとめてくるときのとりまとめ方というものが去年の答申の趣旨を逸脱していないのかと、これをチェックするのが我々の監視機能ということになるわけです。

我々は、提言機能を持つと同時に監視機能を持ちますから、提言をしたものが提言の趣旨どおりに実現されていくのかということを確認する機能を持っているわけですから、その監視機能を行って、細部とりまとめの問題についての状況を聞き、提言の精神に反していないのかどうかをチェックして、反している場合には所要の議論をさせていただくということなのです。当然、是正を求めるということもものによってはあり得るわけなのです。

記者 提言の部分というのは、新たに提言する部分、それから追加していくようなところというのはないのですか。

鈴木議長代理 それは、我々は制限される問題ではないと思っています。だから、我々の方が更にもう少し新たな問題を去年よりも踏み込んで、我々の方として独自に提言したいという必要を感じた場合には、我々の方はその提言をしていくというのは、すべての案件でそういうふうに行っておりますから、そこは制約される問題では全くないということなのです。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 放送・通信に関しては、今年度は提言というよりも、この前の答申がちゃんと実行されるか監視する方に重きを置くということですか。

鈴木議長代理 だから、私は何度も言っていますが、我々の提言した精神に基づいたもので、総務省がそれを実行するというのであれば、我々が更に提言する必要はないわけです。我々の提言は満足されたと理解していればいいわけです。そうでない場合には、我々は提言をする責務があるということです。

宮内議長 御承知のとおり、答申は我々の問題意識というふうにした部分と、それから、いわゆる省庁と合意して、実施する部分と両方あるわけです。ですから、少なくとも合意した部分については、私どもは監視をしていく、合意どおりやっていたかどうかということを見るわけです。けれども、私どもの問題意識というのは、それよりはるかに幅が広いわけです。それぞれの事項は、ただ単に相手省庁と合意に至らなかったから書き込めなかったということですから、どのテーマにつきましても我々の問題意識というのは非常に幅が広いと。その中で少しでも次の段階で合意を取りたいという思いがあるわけですから、書き込んであるからもうやめたということでは全然ないのです。実施できるところに移してくるというのは大変な作業なわけです。

記者 確認ですけれども、ということは、問題意識にしか書けなかった部分も、この6月の時点で具体的施策に盛り込めるような交渉を総務省とすると解釈してよろしいんですか。

か。

宮内議長 それは、たくさん問題意識として書いておりますから、それが全部合意に達するということができればいいですけども。

記者 一部でも盛り込んでいくという姿勢は変わらないという解釈でよろしいですか。

宮内議長 勿論、今はできるだけ盛り込んでいきたいという思いです。

記者 あと1点、確認なのですが、この2年間で、どちらかという政治力とか省庁の壁というのがあって、なかなか問題意識と具体的施策の乖離が結構あったと思うんですけども、3年目の会議としての戦略といいますか、その抱負、その壁をどう乗り越えていくかという部分を議長から一言もraitたいんです。

宮内議長 規制改革の歴史をずっと考えてみますと、だんだん大きなテーマが後に残ってきたというのが実態でありまして、そういう意味では社会的な制度になったようなシステム、あるいは官そのものがやっているシステムというようなものにどんどん入り込んできたわけでありまして、それは恐らく日本の社会制度として数十年にわたって行われてきたわけでありまして、そういうものを一挙に、最も効率的な形で動くようにできるかということになりますと、やはり動かすことに対する抵抗というのが非常に強いということはやむを得ないわけでありまして。

そういう意味では、私の寝言と思って聞いていただければ結構ですが、規制改革遅々として進んでいるのだから、引き続き粘って、少しでも動かしていくということが日本の経済にとって、また、国民の選択肢と経済の活力を増やすということからとってプラスなのだろうと思います。

したがいまして、本日の一番最初にお話し申し上げましたように、規制改革をめぐるまして、最近いろいろな出来事があって、これは構造改革がおかしいからだとか、規制改革がおかしいからだとかという議論がありますけれども、私どもは全然そうは思いません。逆に、一つひとつの規制改革がまだ完全に行われていない、市場の整備も行われていない、ルールというようなものも整備されていない、監視機構も十分でないというように、インフラがまだ整っていない途中段階に起こったことなのであって、我々としましては、規制改革を更に進めるということで問題解決に近づくのだろうと思うわけでありまして。

そういう中で、本日の議論で、やはりこういう話が出ると市場のルールづくりとか監視機構が強まればいいのかという議論が出るけれども、実はルールを相当厳しくしても違反者は出るというようなのが市場というものではなからうかという意見もございました。

そういう意味で、やはり経済全体にとってどの程度のルール、どの程度の監視機構というのが最も効率的な経済運営に資するのかというようなことも勘案して動くということが必要ではないかという意見も我々の委員から出ております。ですから、市場の整備ということは、むやみやたらと強い規制を、いわば警察ばかりつくることが社会にとっていいのかどうかという議論と同じでございまして、何が適当か、何が最も効率的かというような考え方が必要だという意見も出ているということを一言申し上げておきます。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 済みません、今年はこの会議の最終年度ですけれども、後継組織の問題等については、どの段階で議論をされるというお考えでしょうか。

宮内議長 わかりません。しかも、その議論をする主体がこの会議であるということであるかどうかということもはっきりいたしませんし、我々の前身の組織は次期組織についていろいろ言及したという過去の例もございますけれども、果たしてそういうことが必要かどうかというのは、今のところは内部でも考えておりません。現在はまだ設置期限の三分の二のところですので、検討もしておりません。

記者 あと、宮内議長御自身は、もう10年近くにわたって規制改革に携わってきたわけですけれども、今回のこの会議が最終年度を迎えるということで、宮内議長御自身にとっては、総仕上げの年になるのか、まだまだこの仕事は続けたいというか、続けざるを得ないと思われているのか、その辺の感想をお願いします。

宮内議長 とても政治的な発言をしなければいけないのですけれども、現在のところ、私は来年の3月まで全力でやるというのがミッションだと思っております。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 宮内議長にお伺いしたいんですが、今の後継組織のお話についてなんですが、今、政府内には構造改革特区の推進室があったり、規制改革推進室があったり、いろいろ組織が分かれている部分もあるかと思うんですが、再来年度以降も規制改革を一段と進めていくためには後継組織の望ましい枠組みというのは現時点でどのようなものをイメージされているか、御所見をお願いできますでしょうか。

宮内議長 いろいろな課題が残っているとすれば、それを強力に進められる組織ということに尽きると思うわけですけれども、具体的に申し上げるにはまだまだ早過ぎますし、生煮えの状況かなと今のところは思っております。それよりも、目先の課題の方で、ここにおります委員を始め皆さんと頑張っていこうとしているところですので、ここはちょっと控えさせていただきます。

司会 ほかにはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会見を終了いたします。ありがとうございました。